木造住宅 耐震 支援制度のご案内



支援制度① 木造住宅耐震診断士派遣制度

■220で耐震診断が受けられます。(現地調査2~3時間程度)

耐震改修にかかる費用の目安もわかります。

建替えやリフォームの検討にも活用ください。

※裏面の申請書又は右記のQRコードにより簡単に申込めます。

支援制度② 木造住宅耐震改修助成制度

耐震改修を実施する際、市が費用の一部を助成します。

令和7年4月より補助限度額を引き上げました!



一般の世帯 市民税が非課税である世帯

最大130万円を助成 最大180万円を助成



支援制度③ 耐震シェルター等設置助成制度

耐震シェルター・防災ベッドを設置する際、市が費用の一部を助成します。

耐震シェルター 防災ベッド 最大30万円を助成 最大10万円を助成

問合せ先:川崎市防災まちづくり推進課

電話:044-200-3017 メール:50bomati@city.kawasaki.jp









コピーして御使用ください

第1号様式(第5条関係)

※こちらは①診断士派遣制度の申請書です。②耐震改修助成制度、③耐震シェルター等設置助成制度に 関するお申込みについては、お電話にてお問合せください。

川崎市木造住宅耐震診断申請書

年 月 日

(あて先)川崎市長

川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱の規定に基づく耐震診断を受けたいので、 同要綱第5条第1項に基づき、次のとおり申請します。

1 42 (1113) 1 - 2	KM + XIC A O C C V	
申請者	住所 (必須)	〒 - ※原則として、住民票に登録されているもの
※所有者でない場合はその関係をチェックしてください。	~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	
	氏名 (必須)	
	電話 (必須)	()
	所有者との関係 ^(必須)	□本人 □配偶者 □一親等の親族(続柄:) □所有者から委任を受けた者(委任状を添付してください)
申請建築物	建物所有者	※申請者と同一であれば記入不要です。
	建物住所 (必須)	川崎市 区 (住居表示)
	建物所在地(注)	川崎市 区 (地番表示)
	家屋番号 (注)	
	(注)建物所在地・家園 は、固定資産税 (右図参照)を役 不明の場合は未 可能です。	の納税通知書 金井県の用途に分類の開発は本質の開発に関われる。 金井県の開発の開発の 日本の日本本の日本を開発の 日本の日本本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の
対象建築物 チェック リスト ※ 右 で で で で で で で で で で で で が あ ります。	建物用途 (必須) (いずれかにチェック)	□一戸建ての住宅 □兼用住宅 □長屋 □共同住宅
	建築年月日	□昭和 56 年(西暦 1981 年)5 月 31 日以前に着工 (対象外:上記以降に新築工事に着工)
		新築:昭和 年 増築:昭和 / 平成 / 令和 年
	規模・工法 ^(必須)	□木造 2 階建て以下で在来軸組工法 (対象外:一部鉄骨造等の混構造・2×4 工法・パネル工法)
市への連絡事項がありましたら、こちらに御記入下さい。		
		受
♥ 由まはて司仕主、の砂ツマキ巫仏はマンナナ		
※ 申請は下記住所への郵送でも受付けています。〒210-8577 川崎区宮本町1番地 TEL:044-200-3017		
まちづくり局 防災まちづくり推進課 耐震化支援担当		